

2012年10月10日
日本郵便株式会社

平成24年台風第16号による災害に対する現金書留郵便物の料金免除の実施

平成24年台風第16号による被災者の皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）では、この度の台風により被災された皆さんへの救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

1 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

[別紙](#)のとおり

2 取扱条件

- (1) 内容品
現金
- (2) 取扱い
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (4) その他
 - ア 個人から差し出されたもの
 - イ 災害義援金の配分について条件を付していないもの

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
日本郵便株式会社 総務部 電話：03-3504-9798（直通） FAX：03-3504-9717	日本郵便株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） 〔受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕